

2 公安委員会及び警察本部長

(1) 政策評価

ア 実施状況

① 対象

「令和2年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」にある「重点目標」のうちの次の3項目

- 1 犯罪の起きにくく社会づくりの推進
- 2 交通事故の抑止
- 3 被害者支援の推進

② 実施時期

○公安委員会及び警察本部長による評価 令和3年7月

③ 評価に用いたデータ等

○政策を構成する施策の推進状況及び評価結果

○政策の推進状況に関する県民の意識

○政策を取り巻く治安情勢

④ 評価に用いた観点及び判定基準

政策評価は、政策を構成する施策の評価結果、県民の意識、政策に関連する治安情勢の変化等を踏まえた施策の優先性に観点を置き、施策の推進状況等を踏まえて総合的観点から判定する。

総合評価の基準

判定区分	判定基準
A : 目標を達成	
B : 目標を8割以上達成	
C : 目標達成が6割以上8割未満	政策評価は、数値目標の達成度により一次的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえて総合的な評価を、A、B、C、Dの4段階いずれかに判定する。
D : 目標達成が6割未満	

イ 政策評価結果の概要及び評価結果の反映状況

No	政策名	総合評価	総合評価の要旨	評価結果の反映状況
1	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	A	<p>地域の犯罪情勢を分析し、その実態に即した犯罪抑止対策、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を積極的に推進するとともに、「秋田県地域安全ネットワーク」を活用した情報発信活動、要望把握活動、地域安全活動に対する積極的な支援等により、地域住民の防犯意識の高揚が図られ、自主防犯パトロールや広報活動等、地域住民による地域安全活動が活発に行われている。併せて、なまはげNEWS隊の活用やチャイルド・セーフティ・センターと連携した非行・犯罪被害防止教室、大学生による少年の立ち直り支援活動、スクールサポーターによる学校や地域と連携した各種活動等、少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開している。</p> <p>その結果、地域や罪種によっては増加した犯罪があるものの、県内の刑法犯認知件数は、平成28年以降連續して2,000件台の低水準で推移しているほか、非行少年数は10年連續で減少しており、本政策が着実に推進されているものと認められる。</p>	<p>本政策の推進により、平成28年以降連續して2,000件台の低水準で推移しているほか、非行少年数は10年連續で減少しており、犯罪の総量抑止に一定の成果を挙げている。</p> <p>一方、急速に進む高齢化に伴い、防犯ボランティア活動の担い手の確保が課題となっているほか、特殊詐欺の被害が後を絶たず、被害全体に占める高齢者の割合も高く、その対策が喫緊の課題となっている。また、児童虐待事案が増加傾向にあるほか、インターネット上のSNS等の利用による少年の福祉犯被害が後を絶たないなど、少年を取り巻く情勢は依然として厳しい。</p> <p>これらを踏まえた上で、安全で安心な地域社会を実現するため、地域の治安情勢に応じて本政策を発展させ、地域住民や自治体のほか、事業所等を交えた地域社会との連携、協働により、犯罪の起きにくい社会づくりのための活動を推進する。</p>
2	交通事故の抑止	B	<p>高齢者安全・安心アドバイザーが高齢者宅を戸別訪問して行う交通安全指導や参加・体験・実践型の交通安全教育等に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配意しながら開催するなど、高齢者に対するきめ細かな交通安全教育活動を推進するも、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受け、その活動が制限されたことから、訪問活動実績は前年比で大幅に減少した。</p> <p>交通指導取締りについては、県民の安全・安心を脅かす重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置き、交通取締資機材等を効果的に活用しながら推進した。</p> <p>交通環境の整備については、交通安全施設の老朽化を原因とする機能停止に伴う交通事故、信号灯器や信号柱の倒壊など、県民生活に多大な影響を及ぼす事案を未然に防止するため、計画的な交通安全施設の維持管理に努めた。</p>	<p>令和2年中における交通事故発生状況は発生件数、死者数、負傷者数は前年と比較してそれぞれ減少し、発生件数と負傷者数は現行の統計方式を採用した昭和41年以降最も少ない数値となったが、全交通事故死者数に占める高齢死者数の割合は、平成25年以降8年連續で6割を超える結果となった。引き続き高齢者対策を最重点とした交通事故防止対策をはじめ、「歩行者ファースト」等交通安全意識を確立するための交通安全教育と広報啓発活動、交通事故抑止に資する交通指導取締り、安全で快適な交通環境を整備するなど、総合的な交通事故防止対策を推進する。</p>

			<p>診断書経費等の公費負担制度、部内臨床心理士によるカウンセリング、警察署等の被害者支援員の積極的な運用により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るなど、犯罪被害者等の視点に立った警察活動を推進した。</p> <p>また、秋田県被害者支援連絡協議会総会において、会員の取組状況の発表や各研究部会の活動報告等を通じて情報を共有し、関係機関・団体との更なる連携・強化を図ったほか、犯罪被害者遺族による講演「命の大切さ学習教室」の開催、更には大学生ボランティアによる各種街頭キャンペーン活動などを計画的かつ効果的に実行し、犯罪被害者等に対する県民への理解浸透を図るなど、広報啓発活動の充実を図った。</p>	<p>(1) 警察は犯罪被害者等に最も身近な機関として、各種犯罪被害者支援活動において中心的な役割を担うとともに、第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進する。</p> <p>(2) 各種公費負担制度を安定的に運用するための予算の確保や部内臨床心理士によるカウンセリング等を積極的に運用するほか、県、市町村、(公社)秋田被害者支援センターなど関係機関・団体との一層緊密な連携の下、犯罪被害者等の多様なニーズに応じた支援を適切に推進する。</p> <p>(3) 犯罪被害者等の講演会「命の大切さ学習教室」や大学生による犯罪被害者支援に関するボランティア活動等の各種施策を継続し、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりに向けた気運を醸成する。</p>
3	被害者支援の推進	A		